

## 入 札 心 得 書

- 1 入札希望者は、本心得書、契約書案、物件調書及び公売物件（以下「本心得書等」という。）を熟覧の上、入札すること。
- 2 本心得書等について疑義のあるときは、担当職員に説明を求めること。  
本心得書等について不明不知の理由で異議を申し立てることはできない。
- 3 個人が代理人をもって入札に参加する場合、または法人が代表者以外をもって入札に参加する場合は、その代理人であることを証する委任状を提出すること。
- 4 共同買受をしようとする場合は、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受人の代表者名をもって入札を行うこと。ただし、すべての共同買受人の代理人として入札に参加する場合は、代表者選任届は不要とする。
- 5 入札受付の際、本心得 3、4 に掲げる書類が不備な者は入札に参加できない。
- 6 入札保証金は、市が発行する納付書により、最低売却価格の100分の5に相当する金額を能代市指定金融機関（秋田銀行）、能代市本庁舎又は二ツ井庁舎で納付すること。ただし、能代市財務規則第112条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。  
なお、能代市財務規則第112条第2項の規定により担保の提供に代えようとする者は、市が指定する期限までにその旨申し出ること。
- 7 前項の入札保証金は、入札執行後、落札者を除き、口座振り込みにより後日返還する。落札者が納付した入札保証金は、原則として契約保証金に充当する。
- 8 入札に際し、不正の行為があったと認められた者には、入札場外に退場を命ずる。
- 9 入札は、指定の入札書を使用し、入札者の住所及び氏名を記入の上、押印し、入札金額は公売物件の総額を1,000円単位で記入して、封印の上、入札時刻に提出すること。なお、封筒には公売物件名と入札者の氏名を記入すること。
- 10 提出した入札書は、開札の前後に関係なく、書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

11 次の入札は、これを無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者若しくはその者を代理人等として使用する者の入札。
- (2) 能代市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者の入札。
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札。
- (4) 同一物件の入札について、2以上の入札をした者の入札。
- (5) 同一物件の入札について、2件以上の代理人となった者のした入札。
- (6) 同一物件の入札について、本人と代理人を兼ねた者のした入札。
- (7) 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札。
- (8) 入札者の記名押印若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札。
- (9) 前各号に定めるもののほか、提示した条件に違反すると認められる入札。

12 開札は、公告に示した日時、場所に入札者の面前で行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。この場合、異議を申立てることができない。

13 入札は、市の最低売却価格以上の最高価格をもって落札と定める。落札となる同価格の入札者が2人以上あったときは、直ちに抽選をもって落札者を定める。ただし、同価格の入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を定める。

14 落札者は、令和8年12月24日までに市が発行する納付書により契約保証金を納付しなければならない。ただし、能代市財務規則第127条第1項若しくは第2項に該当する場合又は売買契約と同時に売買代金を納付する場合は、この限りでない。

また、契約保証金を納付後、令和8年12月24日までに、契約書により売買契約を締結しなければならない。

15 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札を無効とし、入札保証金および契約保証金は市に帰属する。